

経済産業省告示第百二号

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第二条第二項第六号二、第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第二項の規定に基づき、経済産業省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

経済産業大臣 中川 昭一

経済産業省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「規則」という。）第二条第二項第六号二に規定する電子証明書は、政府認証基盤（複数の認証局（ISO/IEC（国際標準化機構）/国際電気標準会議。以下この

条において単に「ISO/IEC」という。）九五九四・八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下この条において同じ。）によって構成される認証基盤（ISO/IEC九五九四・八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）における経済産業省認証局（経済産業省が運営する認証局をいう。）が作成したものとす。

第二条 規則第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等は、経済産業省が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等並びに経済産業大臣及び他の行政機関又は行政機関の長が所管する公益法人に係る経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和二十六年通商産業省令第五十五号）に基づく手続等とする。

第三条 規則第四条第一項に規定する電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。

一 行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能

第四条 申請等を行う者は、規則第四条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、当該申請等を行う者が、光学式読取装置を用いて当該書面に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2 行政機関等は、申請等を行う者が登記事項証明書、住民票の写し、印鑑証明書その他の行政機関等が発行する書面等又はその他行政機関等が指定する書面等について前項の規定により入力を行うときは、次の各号に掲げる期間に、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する申請 申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間

二 行政手続法第二条第七号に規定する届出 届出を行った日から三月を経過する日までの期間

3 申請等を行う者は、規則第四条第二項の規定により書面等又は電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するときは、当該書面等又は当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等又は当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出しなければならない。

第五条 規則第五条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることの申出は、処分通知等を受ける者が、電子情報処理組織を使用して当該処分通知等を受けることを希望する旨を、あらかじめ規則第四条第一項から第三項までに規定する方法によって行政機関等に届け出ることにより行う。

2 処分通知等を受ける者が処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、書面等により当該処分通知を行うものとする。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成十七年三月二日経済産業省告示第四十五号〕

この告示は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。